

「国宝・重要文化財、史跡等の保存に係る国庫補助制度の存続を求める緊急アピール」について

現在、三位一体の改革により国の補助金改革が推進されております。この補助金改革の具体案の作成は地方6団体に要請されていますが、これにより補助金が廃止され税源移譲等により措置されるようなことになった場合には、文化財保護予算の確保ができないことが懸念されます。そこで全文連では関係2団体とともに緊急要望活動を実施したこと及びその後の経過について報告します。

- 1 実施日 平成16年6月29日
- 2 要望団体 全国史跡整備市町村協議会
全国伝統的建造物群保存地区協議会
社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟（後藤事務局長参加）
- 3 要望先 ・地方6団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議員会、
全国市議会議員会、全国町村議会議員会）
・関係省庁…総務省、財務省、文部科学省
- 4 アピール内容

国宝・重要文化財、史跡等の保存に係る 国庫補助制度の存続を求める緊急アピール

現在三位一体の改革により国の補助金改革が推進されているところであるが、文化財保護に関する以下の地方公共団体向けの補助金については、今後とも国による責任ある財政措置が必要であり、ここに関係各位に対し、その制度の維持と必要財源の確保について格段の処置をとられることを強く要望するものである。

1. 国宝重要文化財等保存整備費補助金
2. 史跡等購入費補助金

【理 由】

一、国宝・重要文化財、史跡等の保護は国の責務であり、国庫補助は義務的なもの

国宝・重要文化財、史跡、重要伝統的建造物群保存地区等は、文化財保護法に基づき、全国的な観点に立って、歴史上、芸術上、学術上の価値があり、国民共通の財産たる重要なものを、文部科学大臣が、国の責任と権限において個別に指定・選定している。

指定等に伴い、現状変更の規制等、財産権への強い制約が課されるが、修理、管理や史跡の公有化への国庫補助は、文化財保護という国の責務を全うするとともに、財産権制限への補償措置として義務的な性格も有している。

仮にこれを廃止するという議論になれば、文化財保護への致命的な打撃を受けるおそれがあり、国としての責任が放棄されるに等しいと言わざるを得ず、全く容認することはできない。

一、国宝・重要文化財、史跡等は地域的に偏在しており、一般財源化は不適当

国指定の国宝・重要文化財、史跡、重要伝統的建造物群保存地区等は、地域的に偏在して分布しており、例えば、国宝・重要文化財は過半数が東京、京都、奈良に所在し、また、史跡の所在する市町村は、全体の二割程度である。

このため仮に、上記の補助金が廃止され、税源移譲や地方交付税により財源措置されることとなった場合は、真に必要な額が確保できるような制度設計は困難と言わざるを得ない。その結果、財源不足に陥った地方公共団体では、自己所有の国宝・重要文化財等の管理や民間所有者向けの支援等の必要な施策が行えなくなるおそれもある。これにより国宝・重要文化財等の毀損や、開発等による遺跡の破壊という事態をも招きかねず、貴重な国民的財産を後世に残すことが困難となる。